広報ふじさわ広告掲載について

　平成１６年５月１０日号から「広報ふじさわ」に広告を掲載しています。

「広報ふじさわ」は、毎月１０日号と２５日号の２回発行しており、どちらにも広告を掲載することができます。ただし、広報記事（行政情報）が多い場合には希望に添えず、広告を掲載しないこともあります。また、掲載希望数が多い場合、掲載号等を調整させていただくこともあります。

１　広報ふじさわに掲載する広告は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとします。

(1) 公序良俗に反するおそれがあるもの

(2) 政治的活動、宗教的活動に関するもの

(3) 求人広告に関するもの

(4) 個人・団体の意見広告、名刺広告

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの

(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(7) 人権を侵害するおそれのあるもの

(8) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの

(9) 塾、予備校等に関するもの

(10) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

２　掲載の優先順位

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 私企業のうち、公共性の高いもの

(3) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの

(4) その他

３　広告掲載の申し込みなど

(1) 掲載を希望される方は、別紙の「広報ふじさわ広告掲載申込書」により掲載希望号発行日の60日前までに、市役所企画政策部広報シティプロモーション課へ申し込んでください。（版下原稿案の添付をお願いします。版下原稿案のご用意が難しい場合、掲載内容の分かる資料等を添付してください。）

お急ぎの場合は、広報シティプロモーション課までご相談ください。

(2) 広告代理店が申し込みをする場合、広告掲載申込書の「広告の内容」欄に広告主名などの情報を記載してください。

(3) 申込者には後日、市から電話連絡及び掲載決定の通知をします。データは市が指定した期日までに完全版下原稿（４参照）を提出してください。

(4) 広告掲載料は通知に同封の「納入通知書」により、掲載希望号の発行日前までにお支払いください。期限までに支払いがない場合は掲載せず、以降の申し込みもお受けできなくなります。

４　広報原稿は完全版下原稿とし、次の２点をメールで提出してください。

(1)版下データ

　　①Ａｄｏｂｅ　Ｉｌｌｕｓｔｒａｔｏｒで作成したもの

　　②**スミとシアンの２色刷り**とし、フォントをアウトライン化してください。

※バージョンが違う場合や他のソフトで作成した場合はデータを使用できませんので注意してください。

※データはメールに添付し提出するか、ＣＤ－Ｒに記録し提出してください。なお、ＣＤ－Ｒに記録する場合はＣＤ－Ｒ、ケースに広告主名、掲載号を明記してください。また、提出いただいた版下原稿は返却いたしません。

(2)(1)をＰＤＦ化したデータ

５　サイズ別広告掲載料は、下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 規 　　　　格 | 料　　金 |
| 縦 9.1㎝×横24.4㎝ | 200,000円 |
| 縦 9.1㎝×横12.1㎝ | 100,000円 |
| 縦 4.5㎝×横12.1㎝ | 50,000円 |

問い合わせ：藤沢市役所企画政策部

広報シティプロモーション課

電話　0466-50-3500（直通）

FAX　 0466-24-5929